

令和 3 年

富岡町議会会議録

第 5 回 臨時会

11 月 2 日 開会・閉会

富岡町議会

令和3年第5回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 11月2日（火曜日）

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○説明のため出席した者 | 1 |
| ○事務局職員出席者 | 2 |
| 開 会（午前 9時00分） | 3 |
| ○開会の宣告 | 3 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○議事日程の報告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 3 |
| ○臨時会招集理由の説明 | 3 |
| ○報告第18号 専決処分の報告について | 4 |
| ○報告第19号 専決処分の報告について | 10 |
| ○報告第20号 専決処分の報告について | 11 |
| ○報告第21号 専決処分の報告について | 12 |
| ○議案第88号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第3号） | 17 |
| ○閉会の宣告 | 25 |
| 閉 会（午前10時42分） | 25 |

第 5 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第5回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和3年11月2日(火) 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 臨時会招集理由の説明
日程第4 報告第18号 専決処分の報告について
日程第5 報告第19号 専決処分の報告について
日程第6 報告第20号 専決処分の報告について
日程第7 報告第21号 専決処分の報告について
日程第8 議案第88号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第3号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 堀本典明君 | 2番 | 佐藤教宏君 |
| 3番 | 佐藤啓憲君 | 4番 | 渡辺正道君 |
| 5番 | 高野匠美君 | 6番 | 遠藤一善君 |
| 7番 | 安藤正純君 | 8番 | 宇佐神幸一君 |
| 9番 | 渡辺三男君 | 10番 | 高橋実君 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

| | |
|-------|-------|
| 町長 | 山本育男君 |
| 副町長 | 高野剛君 |
| 教育長 | 岩崎秀一君 |
| 会計管理者 | 植杉昭弘君 |
| 総務課長 | 林紀夫君 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 企 画 課 長 | 原 田 徳 仁 君 |
| 税 務 課 長 | 志 賀 智 秀 君 |
| 住 民 課 長 | 猪 狩 力 君 |
| 福 祉 課 長 | 杉 本 良 君 |
| 健康づくり課長 | 遠 藤 博 生 君 |
| 生活環境課長 | 黒 澤 真 也 君 |
| 産業振興課長 | 坂 本 隆 広 君 |
| 参 事 兼 都 市 整 備 課 長 | 竹 原 信 也 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 飯 塚 裕 之 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 佐 藤 邦 春 君 |
| 郡 山 支 所 長 | 斉 藤 一 宏 君 |
| 参 事 兼 い わ き 支 所 長 | 三 瓶 直 人 君 |
| 総 務 課 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長 | 松 本 真 樹 君 |
| 産 業 振 興 課 長 補 佐 | 大 森 研 一 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 坂 本 和 久 君 |

○事務局職員出席者

| | |
|-------------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 小 林 元 一 |
| 議 会 事 務 局 主 任 兼 庶 務 係 長 | 杉 本 亜 季 |
| 議 会 事 務 局 主 査 兼 庶 務 係 長 | 黒 木 裕 希 |

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡 辺 三 男 君

1番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆様、おはようございます。令和3年第5回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、ご多忙の中、ご参集いただきましたことにま

ずは感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、2回のワクチン接種が進むなどして、第5波の全国的な感染拡大状況が収まってきたと言ってよい状況となっております。本町においても、町民皆様の基本的な感染予防対策の徹底に加え、ワクチンの接種率が70%を超えるなどして、町内においては8月31日以降、陽性者の判明がない状態が続いております。しかしながら、これから乾燥、寒冷の季節となることを踏まえれば、油断なくこれまでの基本的な感染防止対応の徹底を続けなければならないものと考えますので、引き続きマスクの着用、手洗いや手指の消毒の徹底などの基本的な感染予防対策を町民皆様をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会の招集の理由を申し上げます。本臨時会は、北郷第2ため池ほか放射性物質対策工事その2などの工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についての4件をご報告するとともに、放課後子ども教室及び放課後児童健全育成事業の一体的な実施を早急に可能といたしたく、このために必要な予算を確保することとする令和3年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の1件をご審議賜りたく議案を提出するものであります。

いずれの議案等も町政執行上大変重要な案件でありますので、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、臨時議会開催の挨拶といたします。

○報告第18号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、報告第18号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 報告第18号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和2年12月17日町議会の議決を受けた北郷第2ため池ほか放射性物質対策工事その2に係る工事請負契約についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） おはようございます。それでは、報告第18号 専決処分の報告につ

いてご説明いたします。

本工事請負契約は、令和3年9月14日、第4回定例会報告第16号、第1回変更契約内容により工事を進めておりました北郷第2ため池ほか放射性物質対策工事その2の工事が完了し、作業実績により内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料1ページ、報告第18号別紙資料を御覧ください。資料上段に主な変更内容を記載しております。今回の主な変更は、北郷第3ため池の工事完了に伴う作業実績により、発生土処理工及び仮設工の数量を見直したものであります。変更数量につきましては、資料左側中ほどに赤字で記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

第2回変更に係る請負額は、前回請負額1億3,686万5,300円から111万2,100円を増額し、1億3,797万7,400円であり、令和2年12月定例議会で議決をいただきました当初請負額1億3,970万円からの増減率はマイナス1.23%となり、かつ500万円以下の減額であるため、指定事項に基づき専決処分をしたものです。

説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ため池除染全体にわたる疑問なのですけれども、前回いろんなところでため池除染やりまして、今回2回目ということで、大雨が降ったり台風が来たり、そのたびにいちごっここというか、これを繰り返すようなことになるのではないかとちょっと心配あるのですけれども、やはり施工前がかなり8,000ベクレルよりも高いと、施工後はかなり、この表を見ると、北郷第2、北郷第3もかなり下がっています。今後は、8,000ベクレルを超えたから、直ちにまたため池除染をやりましょうではなくて、やはりこの水を利用している下流域の農業をやられている方、水にも全然セシウムがない、作物からもセシウムが上がってこないということであれば、少しの間は様子見期間があってもいいのかなと。それよりももっと大切なのは、里山除染、森林除染、そっち、根っこを断たないとこの問題は根本から解決しないのではないかなと思いますので、環境省との話合いの中で里山除染に力を入れるように産業振興課でお願いしたいと思いますが、課長の考えどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 町内のため池除染につきましては、台風19号の影響によりまして上昇したということで、今回2回目のため池の除染を10か所行っております。ある程度低減は見られておりまして、また議員からもありましたように下流部での米の作付につきましては、これまで基準値を超えるお米というのはできていないということであります。というところで、ある程度周りからの流入によって高くなるというところは考えられますが、今後、町内でやった11か所のため池になりますが、そちらについては国の補助金なんかを活用しまして、定期的にモニタリングというのはまず継

続的にやらせていただきますので、そういうところで実施をしていきたいと考えております。

あと、里山の事業でございますが、グリーンフィールド東側中心に現在行っております。ため池周辺については、現在エリアとして指定はされておられません、町全体として里山地区というか、里山の場所については拡大ができるか、そちらについては国と調整をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 現在環境省によって行われております除染につきましては、住民の生活圏というのを中心に実施されておまして、現在も特定復興再生拠点区域内で同様に実施されておるところでございます。森林の除染につきましては、生活環境における空間線量率の低減のために住居等の近隣の森林で林縁から約20メートル程度の範囲について空間線量率の低減の状況を確認しながら、堆積物除去や、場合によっては土壌の剥ぎ取り等の追加除染を行っているところでございます。議員ご指摘の森林除染の必要性につきましては、町内の空間線量率低減の観点から町としても十分に感じているところではございまして、まずは宅地や生活空間の放射線量に影響を及ぼしているであろう森林の追加除染について、除染工法も含め、今後も継続して環境省に依頼してまいる考えでございます。また、ため池の放射線量に影響する森林につきましては、効果的にため池の放射線量低減が図れますよう、JAEA等の研究結果を庁舎内で共有するなど専門機関の知見を活用し、放射線量低減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） ほかに。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 同じような質問になりますけれども、ため池の追加除染ということで、農林水産では上がればやるという考え方だということをお聞きしました。当然やってもらわなくてはならないと思うのです、上がれば。これ当然6万1,000ベクレルくらいあるやつが7,400ベクレルまで下がるわけですから、当然やってもらうとともに、やっぱり今7番さんが言ったように、里山除染とか周辺の森林やらないといつまでも同じ状況。同じ状況になればやればいいという考え方では、上がれば人体に影響する場合がありますから、当然やっぱり森林とか里山やってもらわなくてはならないと。この北郷ため池なんかはまさに里山ですよ。前に体育館の周りとか里山除染、試験除染やりましたよね。3年くらいになりますか。国の機関が来て、里山除染の効果とか、そういうのを説明に来た時点で説明にならなくて、帰りましたよね。その後何の動きもないのです。それで、その後の動きという、今森林組合で山の手入れしていますよね。あれもセシウムに関しては大きなプラスになるのかなと思うのです。きれいになっていきますし、やはり山をきちっと整備することによってセシウムも早くなくなるのかなと。なくなるイコール多分流れてなくなるような状況なのだと思うのですけれども。里山除染に関しては、当然町でも強く要望はしているのだと思いますが、要望しても何の答えも出てこないというのは、向こうが、国の機関が聞き入れてくれないということになるのかな

と思うのですが、その辺は目安は立っているのですか。まず人の被害優先だということで今拠点整備やしているところを優先的にやって、それを終わったらやりますよとか、やるようにしますよとか、そういう明確な数字出てきているのであれば理解はできますけれども、出てきているのですか、その辺。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ため池等々森林全体の線量がなかなか下がらないということに関して、まずは町としては国全体的な要望活動等を通して、国にはその辺りの台風等によって流出する土砂等によって線量がまた上がってしまうというような事実については国に訴えかけておりました、それを解決する前段としてまずは生活空間、その辺りの線量を下げることからまずは始めるということが先ではないかと担当課としては認識しておるところでございまして、引き続き全体的な線量低減のためのそういった森林除染、それにつきましてはその必要性といたしますか、そういったところを継続して国に申し上げていく考えでよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） これ北郷ため池なんかは、常に人が通る道路に一番近い場所にある、清水とかそういうところもあるのですが、ここは結構人ジョギングしたりまったり通っている人、昼休み歩いている人とかいるのです。というのは、北郷ため池の下が第3ですか、第3の堤そのものはこうやってため池除染やって下げるのですけれども、そののり面は入っていないのですよね。当然入っていないと思うのです。そののり面がすごく高いのです。町で調べてみたときあるかどうか分かりませんが、すごく高いのです。というのは、里山除染とかそういうのり面をきちっとやっていかないと、やっぱり健康被害が起きる可能性はあるのです。議案がちょっと外れてしまうかも知れませんが、ぜひこのため池に絡んで、ため池が線量が上がる要素というのは、やっぱり北郷なんかは特に里山除染やっていないから、上がるのですから、その辺は強く国に要望してください。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘のように、のり面等の線量が高いということは町としても認識しております。ただ、これまでの除染工法ですとやはり山が崩れてしまうとか、そういったようなことで山の再生とは、それにはつながってはいかないような工法で今現在除染が進められておりますので、除染工法等の見直し等も含め、国にはしっかりと求めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そのために里山除染の試験除染やったのでしょうか。その試験除染の報告を受けていないのです。町は受けましたか。我々もきちっとした報告を受けていないのです。その辺はどうなっているのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 里山除染の里山モデル事業ですか、そちらにつきましてはグリーンフィールド中心に行われまして、まず環境省がグリーンフィールド敷地内、あとは山の林道であったり遊歩道の除染を行いました。現在は、林野庁を中心に森林整備ということで、除染ということではありませんが、山の整備を行っております。グリーンフィールド、特に子供たちが集まるような場所につきましては、環境省で、線量が下がらない状況があって、フォローアップ除染を実施しております。その結果につきましては、環境省から議会に報告をしていると思いますが、町としても定期的に年間を通しての報告はあるのですが、そちらについては報告を受けております。現在は、しばらくは林野庁の整備しかやっておりますので、そちらについては林野庁から町、産業振興課に報告をいただいております。ただし、そちらにつきましては放射線量の低減というよりは、山の整備の実績ということで報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 除染検証委員会の所管は生活環境課か。分かっている範囲内で答弁あれば。生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 森林の関係の里山除染ですか、そういったところの結果報告等々につきましては、除染検証委員会などでもしっかりと議論がなされているところでございます。今後ともその必要性といいますか、除染工法も含めた線量低減の仕方というのを専門機関等の知見をお借りしながら、その辺りの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） 今回出ている3件のため池全体的な感じかなと思うのですが、例えば北郷第3のところを例にすると、施工面積とか施工深度とかというのは変わっていない状況の中で発生土処分、処理が増えるというのはちょっと実績に合わせたというのは理解できるのですが、その他の仮設関係ですか、敷鉄板とか水槽とか排水ポンプが日数を調整されているというのは、何となく標準工期、面積とか深度とかの標準工期で出しているものなのかなと感じているのですが、こういったところを細かく見ていくところの考え方をちょっと教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） ご質問ありがとうございます。こちらにつきましては、実績に基づいて作業員の放射線量の管理、そういったものも含まれてまいります。ですので、鉄板の数量なんかについても施工日数、こちら供用日数なんかは雨降ったりなんかすると、その分延びたりするものですから、こちら放射線量に関係するものですから、そちらの数字と合わせるような形になっておりますので、この数値となつてございます。ですので、最終的には出た数字に基づいて工事の数量の変更を行つてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。何となく理解というか、説明は分かりました。ただ、実際公共工事であるとすれば標準工期があって、例えばそれが仕事が早い会社、遅い会社があって、例えば仕事が遅い会社が10日で終わるところを15日かかったら15日分見ますよというのはちょっとおかしい話になってくると思うので、その辺の標準工期との考え方がちょっと、こういう仮設関係の分はそっちに合わせたほうがいいのかと思うのですけれども、その辺りはどうなのでしょう。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、通常の工事ですと、そのような形を取らせていただいております。先ほど供用日数が増えた場合というふうなことでお話しさせていただいたところだったのですけれども、こちらにつきましてはやはり自然現象で、そのときによってはちょっと雨が長くなったとか、そういったことが発生いたします。そういったときにやはりまた作業の日数が増えるというふうなこともございます。こちらにつきましては、放射線管理にも関わってくるものですから、その数字が合っていないかなくてはならないものですから、こちらを同じような形でやっていかなくてはならないという観点からこの数字で上げさせていただいております。ですので、標準工期だけでなく、日数も加味しているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長で補足ある。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

一般的な工事になります。基本的には使った材料、そのところに入るものについては実績というのはよくやることでございますが、仮設等の日数については基本的な考えの下にやっているところがございます。今回の私もこちらを確認したところによりますと、実際のボリューム、汚泥のボリュームはある程度増えたり減ったり大きく変動はないところがございますが、しゅんせつの吸い取る際の濃度等がありまして、実際には出来上がった汚泥、撤去した汚泥量はある程度増えた形にはなっていますが、吸い取った水量についてはかなり当初の設計よりも多く吸ったりしているところがございます。そういうところから今回の標準的な仮設の日数を算出していると私は見ておりました。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長、何かある。

〔すみません。ございません〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑を終了いたします。

これをもって報告第18号 専決処分の報告についての件を終わります。

○報告第19号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、報告第19号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 報告第19号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和3年6月18日町議会の議決を受けた椿屋第1ため池ほか放射性物質対策工事その2に係る工事請負契約の変更についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第19号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本工事請負契約は、令和3年9月14日、第4回定例会報告第15号、第2回変更契約内容により工事を進めておりました椿屋第1ため池ほか放射性物質対策工事その2の工事が完了し、作業実績により内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料2ページ、報告第19号別紙資料を御覧ください。こちらにつきましても資料上段に主な変更点を記載しております。今回の主な変更内容は、椿屋第3ため池の工事完了に伴う作業実績により発生土処理工及び仮設工の数量を見直したものであります。変更数量につきましては、資料左側中ほどに赤字で記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

第3回変更に係る請負額は、前回請負額1億5,471万600円から11万3,300円増額し、1億5,482万3,900円とするものです。6月定例議会で議決をいただきました第1回変更額1億5,200万1,300円からの増減率はプラス1.86%となり、かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

なお、9月定例議会において椿屋第2ため池の一部で設計深度まで施工しても基準値の1キログラム当たり8,000ベクレルを下回らない箇所があることを報告させていただきましたが、現在詳細調査

の実施に向け、準備を進めております。今後対策範囲、施工方法を決定し、予算の確保が整い次第工事を発注し、対策を行う予定であります。

説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第19号 専決処分の報告についての件を終わります。

○報告第20号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、報告第20号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 報告第20号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和3年6月18日町議会の議決を受けた家老ため池放射性物質対策工事その2に係る工事請負契約の変更についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第20号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本工事請負契約は、令和3年9月14日、第4回定例会報告第17号、第2回変更契約内容により工事を進めておりました家老ため池ほか放射性物質対策工事その2の工事が完了し、作業実績により内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料3ページ、報告第20号別紙資料を御覧ください。こちら資料上段に主な変更内容を記載しております。今回の主な変更は、家老ため池の工事完了に伴う作業実績により発生土処理工及び仮設工の数量を見直したものであります。変更数量につきましては、資料左側中ほどに赤字で記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

第3回変更に係る請負額は、前回請負金額1億4,821万9,500円から421万8,500円を減額し、1億4,400万1,000円とするものです。6月定例議会で議決をいただきました第1回変更額1億4,383万500円からの増減率につきましてはプラス0.12%となり、かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

なお、9月定例議会でご報告をさせていただきましたが、こちらにつきましても基準値を超えている箇所についてでございますが、こちらにつきましては家老ため池ほか放射性物質対策工事その3としまして、その2工事の同じ請負者であります有限会社光建設と随意契約をしまして、9月末より現場に入っているところでございます。現在順調に工事が進められておりますので、今後も状況を確認しながら、安全第一で工事を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第20号 専決処分の報告についての件を終わります。

○報告第21号 専決処分の報告について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、報告第21号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 報告第21号 専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

本報告案件は、令和3年6月18日町議会の議決を受けたサケふ化施設建築工事に係る工事請負契約の変更についての一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第21号 専決処分の報告についてご説明いたします。

今回報告いたします本工事請負契約は、令和3年6月18日、第3回定例会議案第69号、第2回変更

契約として工事契約の同意をいただき、進めておりましたサケふ化施設建築工事の内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料4ページ、報告第21号別紙資料を御覧ください。資料左側上段に主な変更内容を記載しております。今回の主な変更は、サケふ化施設建築工事の完了に伴う実績により工事内容を見直したものであります。まず、機械設備工事においてはサケ増殖事業の指導機関である国の東北区水産研究所及び県の水産資源研究所による視察が実施され、その際の指導内容を施設使用者となる富岡川漁業協同組合とも調整し、変更したものであります。

資料左側下段の図面を御覧ください。蓄養池とふ化施設への給水状況を確認するため、流量計及び温度センサーをそれぞれ2か所追加をしております。また、配水制御を容易にするため、浮上槽及び稚魚育成池の親バルブを2か所追加をしております。また、施設内の水の移送用の水中ポンプを1台追加し、計2台としました。

次に、電気設備工事においては、水槽側で夕方から夜間の作業も想定されることから、東側に投光器を2基追加しております。

次に、建築工事におきましては、工事施工中も漁業協同組合と定期的に工事進捗を確認し、右側上段の図面のとおり仮眠室床を畳敷きの和室とするなど内装の変更を行っております。

今回第3回変更に係る請負額は、前回請負額3億7,400万円から414万8,100円増額し、3億7,841万8,100円となり、変更率は1.11%、かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 建築工事の変更でお尋ねします。

書庫増のための間取りの変更とか、窓下収納のための増加とか、あとは仮眠室、洋室から和室に仕様変更とか、本来であれば設計の段階からこういうのはもう決まっていって当然かなと思うのだけれども、建築進行中というか、走りながら考えるみたいなことに見えるのだけれども、なぜこのような後づけというか、最初から決められなかったのか、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり、本来であれば当初からしっかりと設計の中でこの工事が行われることが望ましいことと考えております。説明もさせていただきましたが、こちらにつきましては建築工事中に内部等の進捗確認を随時行っておりまして、その中でこのような意見が出て、変更させていただいたものであります。中身につきましては、事務所の収納棚の追加、あとは書庫の増設といいますか、面積を増やすというところ、あと先ほど申

上げました和室の畳敷きの変更ということになります。今後いろいろと工事関係出てきますが、当初からしっかり関係者と協議をして、できるだけ変更のないようには努めていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。変更工事の東北区水産研究所からの視察で指摘があったということなのですけれども、今回流量のセンサーだったり水中ポンプの追加ということで、水に関しての追加が変更ということなのですけれども、これの基本的な考え方としては最初の設計の流量がないものなのか、また予備的にポンプが駄目になった場合にもう一台の追加というか、そういったところの基本的な考え方を教えてください。お願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

今回東北区の水産研究所及び県の水産資源研究所の視察の中で、当初は設計をしておりませんでしたこちらの流量計及び温度センサーというものを追加しております。基本的にはサケのふ化事業につきましては、卵を取り出して、そこから育てるということですが、特に小さいうちは温度管理が必要ということになります。その中で、こちらについて追加をすることで、より容易に水管理であったり、水の流れを制御できるというようなことのご意見をいただきまして、変更で追加をさせていただいたものになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ちょっと聞き方を変えますが、機械設備工事、電流計等の一文がありますが、「サケ増殖事業の指導機関である国の東北区水産研究所と県の水産資源研究所の工事施工中視察時に指導を受け」とあります。これは、当初の設計段階できちっともう、担当課だけで設計したわけではないと思いますが、特殊な事業だと思うので、関連機関との事前の調整とか、設計打合せとか、相談とか、そういうものはなかったのでしょうか。その辺ちょっとご説明ください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（大森研一君） お答え申し上げます。

こちらにつきまして、通常であればこういったところにご指導を設けるところでございましたが、私らも初めてのことでございまして、こちらの機関について最初から指導を受けなかったところがございますが、後からこういったところがございますという紹介がございまして、お話を聞いたところでございます。今後につきましては、こういったところを本当に最初から調べさせていただきまして、

指導を仰ぎたいと思います。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今大森補佐から説明をしまして、事前に調整ができていなかったというような回答になりましたが、今回使わせていただいております補助事業の絡みで、国の調整というのは当然入ってくるのですが、今回水産関係の行政機関は、そちらについて書類等については確認をしないで、スピーディーに事業ができるというようなところの事業を選択しております。その関係で今回は、こちらの水産関係の組織については確認をいただいているということになります。基本的には早くやりたいというところで、そういう事業の選択をして事業を進めていたところがありますので、そういう状況で確認をしないでできたというようなことなのですが、工事を早く進められるようになったということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 課長答弁、納得せざるを得ないのかなとも。早くやるのはいいのですけれども、これ今回ふ化場の話ですけれども、かつてやな場でもこういうことがあったように記憶しています。それは県の港湾かな、相馬にあるあの辺との河川・海岸課とか、なかなか調整がうまくいっていませんでした。それで、今後そういうことはないのか、まして同じサケの関連施設でやっぱり事業に、あれっとな首をかしげるような事態が生じているのは僕ちょっと納得いかないのですが、ある程度答弁はいただきましたので、今後というか、くぎを刺すわけではないのですけれども、急いでやって、結局また変更、変更というような形でもちょっとおかしな話ですから、その辺は、関係機関との連携ということはよく執行部側から答弁としていただくのですが、言葉だけでなく、内容を伴ったような事業を行っていただきたいと思いますが。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。今後いろいろと事業を進めますので、今回こちらにつきましては水産関係の調整がなかったということでございますので、ある程度専門のところのご意見も聞きながら、後戻りがないというか、変更がないような形で進められるように町としましてもしっかりと調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。課長の答弁ありましたが、やはり早く進めていく部分もございますが、我々議員も当初の予算の中で議決をしているわけで、事業を進めながら予算がどんどん増えていくというのは財政運営上まずいことなのかなと思いますが、早く進めなければいけない部分はございますが、そういった部分しっかりと精査しながらやっていかないと財政運営上まずいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） ありがとうございます。確かに施設の早期着工ということで今回進めさせていただきました。その中で変更ということで、増額ということになっておりますが、こちらにつきましては、やはり今ご質問いただきましたように、財政の調整もかなり必要であると考えております。できるだけ変更等ないような形で進めていきたいと思っておりますし、また変更等出た場合については随時議会に報告をして、ご意見をいただきながら工事をいろいろと進めていきたいと考えておりますので、今後ともご指導をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。今回のサケふ化場だけではなくて、全体の事業に関わることかと思っておりますので、その辺をしっかりと精査した上で、できるだけ早く事業が進められるように進めていただければいいかなと思っております。

そして、あと1つだけ教えてください。こちらの財源については全て確保されているのでしょうか、教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） こちらにつきまして、財源につきましては国の交付金ということで財源は確保されております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 議員ご指摘の事業が進捗する中で制限なく事業費が膨らんでいく、増えていくということについては防がなければならない、その手だてを考えてくださいよというお話だったと思います。1つ例を取りますと、特別養護老人ホーム、共生型サポートの、その事業につきましては全体事業費の上限を設定して、事業を進めていただいていると、このようなやり方を各事業においても行っていくことがいだろうとは思いますが、なかなか川の事業だったり、物によっては上限を設定できない、なかなか設定しづらい事業もございますので、なるべくそういう考え方は取り入れながら事業予算も確保していきますが、全てにおいてそういうことができるかというところについては少し難しいということもご理解いただきながら、基本的にはそのようにやっていくということをご理解ください。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑を終了いたします。

これをもって報告第21号 専決処分の報告についての件を終わります。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時56分)

再 開 (午前10時09分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

○議案第88号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

○議長(高橋 実君) 次に、日程第8、議案第88号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

[町長(山本育男君)登壇]

○町長(山本育男君) 議案第88号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

本議案は、放課後子ども教室及び放課後児童健全育成事業の一体的な実施を早急に可能といたしたく、このために必要な予算を確保するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) 議案第88号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第3号)の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、放課後子ども教室及び放課後児童健全育成事業を一体的に実施する総合的な放課後対策として、児童の放課後等において家庭に代わる生活の場と安心して活動できる場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、子育て世帯の仕事と子育ての両立支援を図ることと、この機能を遅くとも本年度の3学期末までには確保いたしたく、このために運營業務受託者を早急に決定、確保する必要があることから、その業務委託費等を追加補正するものであります。このことにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,220万円を増額し、歳入歳出の総額それぞれ145億2,356万9,000円としたものであり、併せて令和4年度から令和6年度までの3年間を期間とする放課後児童クラブ運營業務委託に係る費用の債務負担を設定するものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開きください。第18款繰入金、第2項基金繰入金1,220万円の増額は、財政調整基金繰入金を今回の予算補正の財源とするためのものがございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。4ページを御覧ください。第10款教育費、第1項教育総務費1,220万円の増額は、開設準備を含めた今年度分の放課後児童クラブ運営委託料、それから必要備品等の購入費等、また空調設備整備工事費などを追加することによるものがございます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。5ページ、第2表、債務負担行為を御覧ください。富岡町放課後児童クラブ運営業務委託について、令和4年度から令和6年度までの3年間を期間として、限度額を6,000万円と債務負担行為を設定するものがございます。

以上が今回の予算補正の内容でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。放課後児童クラブ運営委託事業、こちら歳出、13ページになります。こちらの放課後児童クラブ運営委託、この事業が今年度中に準備等進んでいくのは素晴らしいことだと思っております。それに従いまして、運営委託をどのようにされるのか、内容をお教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まず、運営につきましては専門業者への委託により行ってまいりたいと思っております。

運営の中身といいますか、今想定しておりますのは、まず学校終わりの平日、それから休みに関しましては土曜日及び夏休み等長期休暇期間となります。開所時間につきましては、平日においては放課後から午後6時30分まで、土曜日及び長期休暇期間につきましては午前7時30分より午後6時30分までとなっております。また、対象児童でございますが、放課後児童クラブにつきましては、本来対象というのは日中に保護者がいらっしゃるご家庭が対象でございますけれども、文科省所管の子ども教室を併設することによりまして、そういった保護者がいるご家庭でもご利用いただけるということで、小学生全児童をそういった保護者のあるなしにかかわらず全てお預かりの対象としたいということになっております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。平日と土曜日、長期休暇、全て預かれるということで、保護者にとってはすごくいいことだと思っております。しかも、今の現状の富岡町では子供が少ないので、その中で全員が対象となるというのは素晴らしいことだと思います。

ちなみに、こちらの児童クラブについてはどこの場所で運営されるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 場所につきましては、第二小学校体育館を活用してまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。すみません。私第二小学校の体育館の内容があまりよく分からないのですが、お子さんを預かれる場所、アリーナなのか、何か小さい小部屋があるのか、そういった部分もちょっと教えていただければと思います。

あと、今回債務負担行為で3年間で6,000万円の運営委託費設定されていますけれども、今回は、現時点では資格保有者であったり、人材であったり、そういった方々を確保するのは難しいので、致し方ないのかなと思っているところではございますが、この事業につきましては雇用創出のチャンスでもあるのかなと。そして、そういったところで雇用が生まれれば税収アップが見込める事業なのかなと思っておりますので、いずれは自前で、さらに町民の方にこちらで働いていただけるような環境をつくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育長、7時半から6時半まで一連したやつ頭で描いてもらって、全部お話しください。

○教育長（岩崎秀一君） ありがとうございます。まず、私から富岡第二小学校をなぜ利用するのかということについてご説明いたします。

議員の皆様もご存じのとおり、富岡第二小学校の体育館は遊びや運動を行うことができる広いホールがあります。それともう一つ、さくらホールという多目的ホールがあります。ですので、伸び伸びと学習や運動、遊びに取り組むことができます。それから、体育用具室と、あと楽器室もあり、放課後児童クラブのスタッフの執務室としても使えますし、児童が体調を崩したときの保健室の機能も確保できます。以上の理由から、富岡第二小学校の体育館を放課後児童クラブで使おうと考えておりました。

開所時間につきましては、保護者の方が仕事に行く前に預けることができるように朝7時半から開所します、受入れしますよということで設定をいたしました。それから、放課後の6時半につきましては、まず1つ目はさくらモールとみおか、多分7時で閉まるよね、そうするとその30分前に迎えに来れば、一緒に買物もできますし、そういうことも考えたということであり、あともう一つ、何よりもやはり家庭での団らんを大切にしていきたいと。ですから、6時半に迎えに来て、一緒に買物をして、うちへ帰って、家族一緒に夕御飯が食べられるようにという、そういう意味合いから開所が朝7時半から夕方6時半と設定しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 私からは、後段の雇用創出などについてお答えいたしたいと思いま

す。

確かに新たな事業ということで人手が必要、雇用創出ということはおっしゃるとおりでございます。そのように自前でできればよろしいのかなとも考える部分はもちろんございます。おいおいそれは自前でできるようになれば、そのようになっていくと考えておるところでございます。また、当面外部委託するということになってございますけれども、もちろんその仕様などにおきましては地元の採用ですとか、そういったことも仕様としてうたってまいりますし、業者もできればそのほうが、地元の方を頼っていきたいという考えもお持ちですので、自前とは当面いかないまでも、雇用創出の幾らかには役立つかなと考えるところでございます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 体制につきましては、今ほど考え方を教育総務課長申し上げましたが、おおむねそういうこととご理解をいただきたいと思います。将来的な自前のという表現でご質問されましたが、震災以前のように例えば町職員がそこに常駐して、子供たちの安全を確保するというところの体制につきましては、少し考え方を整理して、皆さんと共有していく、議論していくということが必要だろうと思います。現状においては資格者となり得る職員、非常に少ない状況でございます。認定こども園等々の対応も考えると、なかなか児童館に配置が難しいという状況にあります。そのことも踏まえながら、少しお時間をいただいて執行部の中で議論をして、皆さんともう一度議論をしたいと思いますので、少しお時間をください。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2点ほど聞きます。

まず、1点目は今回委託されるということで、これから始まるのですが、その中において、これから子供をお預かりするということに対して一番心配なのは健康管理、また何かあったときの対応というのが、これから委託される業者または委託されることにおいての中に入れていただけるのかどうか、もっと考えていただけるのかどうか。

それとあと、さっき教育長も話出ましたが、やっぱり昔の児童館という認識をちょっと私も持っているのですが、そうすると皆さん、子供たちが家に戻って、それからまた集まるというような状態になったときに、迎えに来るとというのが原則だと思うのですが、子供たちが各自で来るという場合を想定したときに、6時半になってくるとだんだん冬場になると暗くなる。今周りの状況におきますと、なかなか、人家があれば周りの地域で見守りもできるけれども、ちょっとできないと。そういう面を考えると、防犯的な問題、子供たちに対しての、そういうのも考える必要があるかと思うのですが、委託される状況下においてそういうのも考慮させていただくのかどうか、その2点だけ教えてください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まず、前段の健康管理等でございます。こちらにつきましては、まず業者の募集について、現在実際にやっておられる実績ですとか、そういったことも加味して募集をかける予定でございます。今お話をいただいている、話をしている中では、当然そういった経験も多数お持ちの業者でもありますし、また応募なさる業者は同じように経験をお持ちの業者が集まってこられるものと考えております。その中では、これまでの実績から当然健康管理だけでなく、安全面の目配りですとか、そういったことを十分に、それが受託する側の責務としてやっていただけているようですので、そちらはご心配なくいただけたらなと感じておるところでございます。

また、後段でございますけれども、まず児童クラブの利用の仕方につきましては、基本的には学校からスクールバスによりまして児童クラブまでお送りします。帰りは、保護者が迎えに来るといような想定でございます。ただ、今議員おっしゃられたとおり、もしかしたら自分たちの足、自分たちの例えば自転車などで来るお子さんなどもいるかもしれません。そういったお子様につきましては、6時半までやっておりますけれども、当然そこまでいなければならないということではございませんので、その状況に応じて、利用の仕方に応じて子供の安全、防犯ということを念頭に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。2つ目の防犯についてはもうそのとおり、また送り迎えが原則ということと、あとバスを出していただくということで、すごくそれはもうもちろん基本でいくというのはありがたいことだと思っています。

それとあと、健康管理についても今のお話でできるのですが、今の学校自体、保教、養護教諭という形の方が来ていただいているので、保護者の方も安心して学校に通ってもらっていると。基本的に言うと、児童館になってくると各自が自由な、カリキュラムはつくるのだと思うのだけれども、自由な形でそこでお預かりする場合は考えると、ちょっと突拍子もない、ハプニングとまでは言わないのですけれども、急にいろんな状況が出てきた場合があると思うので、やっぱり今言ってきたことを十分考えていただいて、委託される業者を選任していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 十分健康管理ができる、養護教諭などはおりませんけれども、十分な管理をできる体制、人数、そういったことを目を光らせるとともに、まずは委託が始まる前にそういった健康面、安全面についての確認事項をしっかりと協議して、対処してまいりたいと考えます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、体育館の周りのお子さんを

お迎えするときの出入口、北側も南側も、結構北側はカーブがあって、道幅も狭いです。南側になってしまうと、道路まで出る距離はありますけれども、すぐ道路で、割とそういうところが暗くなったりすると、やはりお母さんたちも急いで迎えに行ったりして、急いで出たりという、そういうのにもやはり配慮していただいて、安全確保というか、そういうところも駐車場周辺は明るくしていただくとか、北側も住んでいる方がいらっしゃるの、あそこの道幅でやっぱり入るにはちょっと考慮して、出入りがきちんとできるように考えていただきたいと思うのですけれども、その辺よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、送迎、迎えに来られる保護者様も安全に、また帰るときもお子様と一緒に安全にお帰りいただくためには、そういった出入口明るくしたりですとか、そういったことは必要な措置かと思っております。それは整えてまいりたいと思います。また、北側につきましては、今のところそちらを利用するという頭はございませんでしたので、それも含めまして想定してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。まず、1点目が夏休み等も運営されるということで、募集要項の中身につきましては、富岡の今の学校に通っている子だけなのか、もしくはほかの町で、例えば富岡に保護者の方が勤めていて、そういう方も可能なのかといったところが1点と、あと希望されている方が何名くらい今予想されているのか、調査の部分につきましてお聞きしたいと思います。その2点についてよろしく願います。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まず、1点目でございます。中身につきましては、本町だけではなく、よそに居住、住所を置くお子さんもかということかと思っております。私どもとしましては、これまでの経験、経験というのは富岡が再開してからそういった児童館を要望するお子さんがおりまして、ご両親はよその町村でお勤めになっている方がいらっしゃったケースがございます。そういった場合、残念ながらよその町村での受入れはできないということがございました。そういったことも踏まえまして、本町におきましてはそういった特別の事情がある方につきましては受入れをしてまいりたいと今考えているところでございます。

それから、質問の2つ目、現在の想定利用でございますが、実はこの春に1度、意向、要望などを踏まえたアンケート調査と、あとつい最近、先月に今度は利用についての意向調査というものを行いました。その結果によりますと、今回行った直近の意向調査では、こども園卒園対象の7名と、あとは現在の1年生から5年生、合計31名の方にご回答いただいたところ、全く利用しないという方は6名でございます。それ以外の方につきましては、毎日というわけではございませんし、夏休みだけと

いう方もおりますし、いろいろなパターンがございますけれども、全く利用しないという方は6名にとどまっておるところでございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。結構皆さん希望されているのかなと思うので、その辺利用の方法につきましても、保護者の状況であるとか、あとは今お住まいの状況等もいろいろ個別の事情等もあると思いますので、その辺もしっかり臨機応変に対応いただければなと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まずなのですけれども、3年間の運営委託で年2,000万円ほどの上限を想定しているわけですが、委託業者を募集するに当たって、人員等に関して、資格者とかも含めてどのような仕様で募集を、委託の入札をかけるのか、その辺決まっていたらちょっと具体的にお聞かせください。

それから、もう一点なのですけれども、二小の体育館は学校施設となっているので、多分この放課後クラブ自体も学校の中でやるとなるのかもしれないのですが、ちょっと専門的で申し訳ないのですが、燃えるとか燃えないではなくて、例えば停電になったときとか、そういうときの施設が若干違います。その辺に関して、今ちょうど暗いからだと思うのですが、夕方停電になったときにどういう状態になるのかとか、はっきり言ってしまうと非常用照明とか、仮に建築基準法上そういうことがあったにしても、離れたところでやるわけなので、できれば児童館としての機能を保てるぐらいの設備はあって、安心して生活できるようにしていただければと思うのですが、多分先ほどの説明だと工事費の中にはそういうところの話はなかったもので、若干違うかと思うのですが、今回緊急でできないにしても、きちっと来年度当初予算に上げるとか、そういうことで、外の安全面もありますけれども、中での安全面も考慮していただきたいのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まず、質問の1つ目でございます。放課後児童クラブを実施するに当たりましては、有資格者が必要とされる部分がございます。基準では、支援員は2名の配置が必須でございます。うち放課後児童支援員という専門職、資格を持った方は最低1名いなさいということになってございます。今回の運営につきましては、まず平日におきましては時間が放課後から6時半までということもありまして、3名体制で行います。もちろん有資格者を含めてでございます。それから、土曜日、長期休業につきましては11時間という時間帯になりますので、そこは交代制でと考

えておりまして、5名から6名は必要であると考えておるところでございます。また、今回、入札というお言葉が出ましたけれども、こちらは企画提案により事業者を決定してまいりたいと考えておるところでございます。

後段の学校施設の利用、安全面についてでございますけれども、まず放課後児童クラブを、体育館ではありますけれども、空き教室という考え方で利用することにしております。それは文科省、厚労省も推進しているところでございますし、その形態を多く利用しなさいということになっております。ただ、こちらでまだ不十分であると考えておりますのは停電時の対策であったり、そういったことはまだ不十分であると、ここで改めて認識したところでございますので、急ぎ検討してまいりまして、少しでも早い対応をしてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。その安全面に関してはぜひともプラスアルファで、多分そういう形でやっているの、法律上の問題を言っているわけではなくて、あくまでも管理運営上の問題ということですので、あそこ10年前のときに避難所になっていたのですけれども、やはりアリーナも電気がなくて、非常用で発電機を持って行ってライトを照らした経緯があったので、ぜひともその辺は何とかクリアできるようにしていただければと思います。

それから、長期休みなのですけれども、すみません、ちゃんと聞き取れなかったのですけれども、夏休みとおっしゃったように感じるのですけれども、学校の長期休みには、こういう言い方でいけば春休みと冬休みがあるのですけれども、そこに対してはどうお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 申し訳ございませんでした。夏休みとばかり申し上げておりましたが、全ての長期休みに対応してまいります。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和3年第5回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前10時42分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

議 員 堀 本 典 明